

# (仮称) もりやま障害福祉プラン 2027 策定支援業務 仕様書 (案)

## 1 業務の名称

この業務は、「(仮称) もりやま障害福祉プラン 2027 策定支援業務」(以下「本業務」という。) とする。

## 2 目的

障害者総合支援法に基づく障害福祉計画、児童福祉法に基づく障害児福祉計画について、新たに令和9年度から11年度の3ヵ年における計画を策定する。ならびに、障害者基本法に基づく障害者計画については、令和9年度から14年度の6ヵ年における計画を策定する。計画のいずれについても、法で定められ、策定が義務となっている。計画策定にあたり業務の一部を次のとおり委託する。また、実態に即した計画策定のため、令和7年度には当事者および障害福祉サービス事業者等にアンケートを実施する。本業務は、これらの計画の策定に係る情報収集、アンケート結果および現状分析、会議支援、見込み量の設定等を委託することにより、着実かつ効率的に計画を策定することを目的とする。

## 3 期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

## 4 業務内容

### <令和7年度>

#### 1 アンケート調査（集計・分析含む）の実施

##### (1) 調査対象

- ア 守山市において把握している障害者（18歳以上）・障害児（18歳未満）
- イ 守山市内障害福祉サービス事業所、障害児通所事業所、計画相談事業所等
- ウ 当事者団体等

##### (2) 調査件数

- |                         |        |
|-------------------------|--------|
| ア 身体障害者（身体障害者手帳交付者）     | 600人   |
| イ 知的障害者（療育手帳交付者）        | 400人   |
| ウ 精神障害者（精神障害者保健福祉手帳交付者） | 400人   |
| エ 障害児（特別支援学級児童生徒等）      | 460人   |
| オ 事業所等                  | 約60事業所 |

##### (2) 調査方法

- ア 受注者は、発注者と十分に協議してアンケート調査票（以下、「調査票」という）を作成する。

- イ 発注者は、対象者の宛名ラベルを作成する。受注者は、名簿に記載された対象者にアンケート調査を行う。
- ウ 受注者は、郵送による送付および返信により調査票を回収する。調査票、封筒（ラベル張り含む）（送付用および返信用）および郵送料は受注者の負担とする。なお、事業所へのアンケート調査の送付および返信は、メール等を活用することも可とする。
- エ 返信がない対象者への督促は行わない。ただし、統計学的な有意性が担保できない回収率である場合は、発注者、受注者で別途対応を協議する。
- オ 受注者は、調査票の集計および分析を行い、結果をまとめる。その際、全体、障害種類別、障害程度別、年齢別等のクロス分析・項目間のクロス分析を行う。
- カ 受注者は調査結果を分かりやすくまとめた調査結果報告書を作成する。
- キ 調査結果を踏まえた課題抽出報告書を作成する。（障害当事者、事業所ごとに）※調査方法については限定しないため、他に良い方法があれば提案可。

### （3）成果物

- ア 単純集計入力データ（EXCEL 形式）
- イ 報告書 A4 版 1 色刷り 30 部  
(プリンター等から打ち出してホッチキス止めしたもので可)
- ウ 電子データ（WORD または EXCEL 形式）一式（CD-R で提出のこと）2 枚  
納期限は、令和 8 年 2 月 10 日とする。  
ただし、「単純集計入力データ」については、当方の指定する期日とする。

## 2 会議の支援

- （1）守山市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）開催に係る内容協議、資料作成および議事録を作成する。
- （2）会議へ出席し、助言・意見集約等の支援を行う。  
(令和 7 年度 2 回程度開催。)

## 3 上記のほか、計画策定に必要と思われる業務については、協議の上決定する。

### 〈令和 8 年度〉

- 1 （仮称）もりやま障害福祉プラン 2027 策定支援業務
  - （1）もりやま障害福祉プラン 2024 の検証（現状把握と課題整理）
  - （2）（仮称）もりやま障害福祉プラン 2027 策定支援業務

## ア 計画項目（計画理念・施策体系）の検討

計画策定にあたっては、法、計画策定指針、その他関連施策の動向を踏まえつつ、障害福祉施策の変遷に留意し、現行計画の理念等を継承する中で、現代の実態やニーズに沿った計画となるよう、受託者と協議・検討のうえ、また、協議会等での検討を踏まえ、作成していくこととする。

## イ 数値目標の設定

数値目標については、計画策定指針等を踏まえつつ、アにより作成された事項の重要施策について、滋賀県の障害者プラン等における数値目標との整合を図る中で設定する。

## ウ 計画骨子づくり

アンケート調査（令和7年度実施）等のニーズ調査等の分析結果、および本市における課題抽出や現状分析の取りまとめを行い、ア、イを基に、本市や湖南地域、滋賀県の重要施策の推進方策を具体的に記述するなど、計画の骨子を作成する。

## エ 会議の支援

(ア) 協議会開催に係る内容協議、資料作成および議事録を作成する。

(イ) 会議へ出席し、助言・意見集約等の支援を行う。

(令和8年度 4回程度開催。会議への出席は第1回から3回までとする。)

## オ 計画書の編集

協議会等での検討結果、当課との協議・検討結果を整理し、計画書の編集を行う。

## カ 障害福祉サービス等実績調査（法定サービス分）

### (ア) 概要

障害者自立支援法および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの給付実績についての調査である。

### (イ) 調査方法

委託者が提供する給付実績を集計、分類し、分析を加える。

### (ウ) 見込み量の推計

守山市の状況や近隣市町の状況等を勘案し、令和9年度から令和11年度までの障害福祉サービス見込み量を推計する。

## キ 障害福祉サービス等実績調査（法定外サービス分）

### (ア) 概要

広域および守山市が単独で行っている障害福祉サービスの給付実績についての調査である。

(イ) 調査方法

委託者が提供する給付実績を集計、分類し、分析を加える。

(ウ) 見込み量の推計

守山市の状況や近隣市町の状況等を勘案し、令和9年度から令和11年度までの障害福祉サービス見込み量を推計する。

ク その他、障害福祉施策の調査

(ア) 概要

障害者計画における、横断的で広範な障害福祉施策の調査である。

(イ) 調査方法

調査方法等は、受注者の提案を基に、発注者と受注者で協議をして定め、結果に分析を加える。

(ウ) 施策の提案

守山市の状況や近隣市町の状況等を勘案し、中・長期的に実施が望まれる障害福祉施策を提案する。

(3) その他、資料作成

パブリックコメント・市民説明会等の実地支援、計画に関する資料の作成および提供、調査を行うこととし、各内容は発注者と受注者で協議をして定める。

(4) 成果物

本業務の成果品は、下記のとおりとする。

下記資料の電子データ（編集可能なデータ（word/excel 形式等）と編集不可なデータ（PDF 形式等）とし、電子媒体（CD 等）に収めたもの 2 部）

ア （仮称）もりやま障害福祉プラン 2027

（守山市障害者計画・守山市障害福祉計画・守山市障害児福祉計画）

（ア）計画書本編 A4 版 1 色刷り 30 部

（イ）計画書概要版 A4 版 カラー刷り 150 部

（ウ）計画書電子データ

（PDF および WORD または EXCEL 形式）一式（CD-R で提出のこと）

イ 計画策定に関し、作成した基礎資料

（ア）紙媒体（ファイル綴じ） 1 部

（イ）電子データ

（PDF および WORD または EXCEL 形式）一式（CD-R で提出のこと）

納期限は、令和9年3月31日とする。

## 5 費用負担

業務に係る費用についてはすべて受注者が負担する。

## 6 著作権

市に提供した成果品等に係る一切の権利は、市に帰属する。

## 7 その他

受託者は本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外に利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後も同様とする。

本業務の実施に関し、この仕様書によりがたい場合は、市と受注者が双方協議の上、取り扱いを決定する。

### 参考

もりやま障害福祉プラン 2024 (現行計画)

[もりやま障害福祉プラン 2024 | 滋賀県守山市公式ウェブサイト](#)